

兵庫県公報

平成21年 7月28日 火曜日 第 2102 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸市の区域内における町の設定等（市町振興課）	1
○ 丹波市の区域内における字の設定等（同）	2
○ 平成21年度 2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（同）	12
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	13
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	14
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	14
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	14
○ 開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱（昭和54年兵庫県告示第479号の3）及びゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱（平成3年兵庫県告示第1422号）の廃止（環境影響評価室）	15
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除（水質課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	15
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	18
○ 同 上（同）	18
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	18
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	18
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	19
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	20
○ 大規模小売店舗に対する県の意見に対して講ずる措置の概要（阪神北県民局）	21
病院局公告	
○ 兵庫県立病院診療材料コンサルティング業務委託に係るプロポーザルの実施	22
○ 兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託に係るプロポーザルの実施	24
病院局辞令	
○ 石井 一成ほか	26
警察本部公告	
○ 入札公告	26
市町村職員共済組合公告	
○ 平成20年度決算の要旨	28

告 示

兵庫県告示第859号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定並びに町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

変 更 前	変 更 後

町	字	地 番	町
伊川谷町 井吹	大 戸 奥	972の1	井吹台北町 2丁目
	東 室 谷	1131の3 1131の154 1131の157 1131の158	
井吹台北 町1丁目		38の一部	
櫛谷町池 谷	大 谷	50の89	
	城ヶ 谷	145の46 151の3 152の3 153の3 153の4	
	山ノ 谷	228の14 228の21 228の24 228の25 228の108から228の117まで	
櫛谷町寺 谷	櫛 谷	1242の87 1242の629 1242の708 1242の710 1242の746から1242 の750まで	
伊川谷町 井吹	大 戸 奥	981の2	井吹台北町 4丁目
	東 室 谷	1131の155 1131の156	
櫛谷町池 谷	大 谷	50の20 50の21 50の86	
櫛谷町寺 谷	櫛 谷	1242の630 1242の734 1242の739	
櫛谷町福 谷	五ヶ 谷	29の37から29の39まで	井吹台北町 5丁目
	縁 谷	163の2 164の2 165 166 167の4 168の30から168の32まで	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路及び水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成21年4月10日現在の地番である。



兵庫県告示第860号

丹波市の区域内において、次のとおり、字の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、丹波市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山南町西 谷	石 橋	4の2	山南町奥	溝 下
山南町岩 屋	淵ノ上	995の2 996の3	山南町奥	前 畑
山南町岩 屋	イケ田	1151の1 1152の1 1153の1 1154の3	山南町野 坂	中 縄 手

山南町梶	ヒアカリ	2の3から2の5まで 2の7 4の2から4の4まで 6の2から6の5まで 6の7 6の9 7の2 9の 2 9の3 10の3から10の5まで 11の4 11の5	山南町野 坂	西 垣
山南町前 川	松 ケ 花	558の2から558の5まで		
山南町小 野尻	松 ノ 本	27の3から27の6まで 27の8		
山南町西 谷	水 田	1の3から1の6まで		
山南町和 田	中 縄 手	691の3から691の9まで 692の3から692の5まで 693 の3から693の5まで 695の2から695の4まで 695の 6 695の7 696の3から696の6まで 696の8から696 の12まで		
山南町野 坂	中 縄 手	216の3から216の6まで 217の3 217の4 218の3か ら218の5まで 219の2から219の4まで	山南町野 坂	堂 ノ 本
山南町岩 屋	イ ケ 田	1150の3 1151の3から1151の6まで 1152の3から 1152の5まで 1153の3から1153の5まで 1154の4か ら1154の7まで		
	中 縄 手	2233の2から2233の4まで 2234の3から2234の5まで 239の2	山南町野 坂	大道ノ下
山南町野 坂	深 ノ 代	224の2		
山南町岩 屋	カ ラ ミ	1146の2	山南町野 坂	溝 下
山南町和 田	犬 ノ 尻	149の6		
山南町岩 屋	立 割	2303の3 2305の3 2306の2 2307の1 2307の2 2308の2から2308の4まで	山南町南 中	坂 ノ 下
	見 上	2279の1から2279の3まで 2283の1から2283の3まで 2284の1から2284の3まで		
山南町野 坂	坂 ノ 下	1067 1068		
山南町和 田	坂 ノ 下	2255 2255の1から2255の3まで		
山南町前 川	地 林	1049の1 1049の2 1051の1 1051の2 1051の7		
	坂 ノ 下	520 521 522の1から522の3まで 525 526 526の1 527 527の1 528 529 529の1 530 530の1から 530の5まで 531		

山南町岩屋	立 割	2308の1 2309 2310の2 2311の2 2312の2 2313の2 2314 2316の2	山南町南中	南ノ坪
	見 上	273 274の1 274の3 2265から2267まで 2269の1 2269の2 2270の1から2270の4まで 2271 2272 2275から2278まで 2280から2282まで		
	地 林	340の1 2340の2 2340の3 2340の6から2340の15まで 2341 2342 2344 2345		
山南町奥	池ノ本	377 378	山南町南中	中ノ坪
	中河原	380の1 380の2 381の1 382の1から382の4まで 383の1から383の3まで 384 385 386の1から386の3まで		
山南町和田	坂ノ下	2259の1から2259の4まで 2260から2262まで	山南町南中	中ノ坪
山南町前川	見 上	532		
	地 林	1050の1 1050の2 1051の3から1051の6まで		
山南町南中	北ノ坪	4の3 4の4 34の2 35の2 37の2 45の2 45の3 46の4 49の2 50の3 53の2	山南町南中	中ノ坪
	村下ノ北	93の2		
	村下ノ南	117の3から117の5まで		
	南ノ坪	120の5 121の3 123の2 124の2 128の4 128の5 131の2 132の3		
山南町岩屋	見 上	273の3 274の2	山南町南中	村下ノ南
山南町奥	中河原	380の3 381の2 386の4 386の5		
山南町南中	村下ノ北	93の4 94の2 96の3 97の3 98の3	山南町南中	村下ノ北
山南町岩屋	地 林	334 334の1 335の3 335の13 335の14 339 2335の1 2335の2 2335の8 2335の10から2335の12まで 2336の1 2336の2 2337 2338		
山南町野坂	坂ノ下	297 297の1から297の3まで	山南町南中	村下ノ北
山南町南中	北ノ坪	1の2から1の4まで 3の2 3の3 7の2から7の4まで 7の6 7の9 7の10		
	北野	1006の2 1016の2		
山南町前川	北ノ才	390 391	山南町南中	村下ノ北
山南町小畑	北ノ沢	306の1から306の3まで 307 307の2		

山南町和田	池ノ尻	2136の1 2136の2 2137の1 2137の2		
	山下	2269		
		2268の1 2268の2	山南町南 中	北野
山南町岩屋	アマダジ	5の1 5の2 5の4 5の5 14の4	山南町岩屋	アマダ敷
	段	2080の1 2080の2		
	アマダ敷	14の11	山南町岩屋	アマダジ
	段	2076の2 2077の2 2078の2 2078の3	山南町岩屋	岸ノ下
	ヨ谷	2137の3 2137の4 2138の3		
		2139の3 2140の3 2141の2	山南町岩屋	堂ノ前
	阪	2034の2から2034の4まで	山南町岩屋	坂ノ下
	昔原	2025の2 2026の2 2026の3 2027の2 2027の3		
	東山根	260 260の2 260の3	山南町岩屋	昔原
	片山	354の3 355の3 355の4		
	昔原	2016の1 2016の2	山南町岩屋	柿ノ内
		2012の2 2012の3 2012の6 2012の7	山南町岩屋	片山
	ヒノ口	469の2		
山南町奥	奥小平	265の3		
		265の2 270の2	山南町岩屋	芝脇
山南町岩屋	片山	391の3 392の2 395の6		
	ヒノ口	526の2 527の1 527の2		
	片山	396の2 396の3	山南町岩屋	小ヒラ
	小ヒラ	485の2 487の3 488の3 488の4 489の2	山南町岩屋	ヒノ口
山南町奥	コウ田	263の1 263の2 264 264の1から264の3まで	山南町岩屋	小倉
	都谷	1127		
山南町岩屋	小倉	303の1 305の2	山南町岩屋	上鎌寺
山南町井原	鎌寺	581の1 582から585まで 586の1から586の3まで		
山南町奥	都谷	1128の1 1128の2 1131		

	コウ田	261 261の1 262 259) 260)		
	都谷	1136の1 1136の3から1136の7まで 1137 1138 1138の1 1139 1140の5から1140の7まで 1142の1 1142の2 1143 1144の1 1144の2 1145の1から 1145の6まで 1147	山南町岩屋	鎌寺
山南町岩屋	ヒノ口	479の2 479の3 480の2 498の2	山南町岩屋	一トク
	芝脇	578の2 578の3 579の2		
	山ノ越	580の2 581の2		
山南町奥	谷川端	239の1から239の4まで		
	芝ハチ	290の2		
山南町井原	鳥居河原	587		
山南町岩屋	一トク	614の2	山南町岩屋	山ノ越
山南町奥	芝ハチ	289の2		
	垣ノ内	314の2		
山南町和田	石橋	788の3 791の2 791の3 792の2 792の3 793の2 793の3	山南町和田	芝添
	赤池	978の1 978の2 979の1 982の1 982の5		
山南町西谷	水田	1の1	山南町梶	ヒアカリ
山南町小野尻	カイ田	24の1 24の3 24の4		
山南町子茂田	中車	13の1 13の2		
山南町和田	中縄手	691の1 691の10		
	十ノ坪	711の1 711の3 711の4 712 712の1から712の3 まで		
	樋ノ口	713		
	八ノ坪	2152の1 2152の3		
山南町前川	梅ノ木田	1の1から1の7まで		
	高焼	17の1 17の2 45 45の1 46 46の1 48の1から 48の3まで		

	新 車	26の1 26の4 36の1 36の3 36の4 37 38の1 38の3 38の4 41の1 41の3から41の5まで 44の 1 44の3		
	ヒノクチ	569の1 569の3		
	下 堤	570の1 570の3から570の6まで 572 573の1から 573の4まで		
山南町梶	中ノ坪	31の1 31の3から31の7まで		
	ウラノ坪	44 44の1から44の6まで		
	高 焼	58の1から58の8まで 65の1 65の3から65の13まで		
	五反田	69の1から69の6まで 73の1 73の2		
	ヒノクチ	80 82の1 82の3 89の1 89の3 91の1 91の3		
	高 畑	126の1 126の4 126の5 130の1 130の3 130の 4 132の1から132の3まで 135の1 135の2		
山南町小 新屋	キノクゴ	74の1		
	下 堤	75の1 76の1 76の3 78の1から78の5まで		
	八ノ坪	85の1 85の3から85の5まで		
	火ノ坪	91の1		
	十ノ坪	93 93の1 93の2		
山南町小 畑	長 田	208の2		
	仙 宅	213の1 213の3		
山南町草 部	中 畑	385 386の1から386の4まで	山南町草 部	北 畑
	西 畑	191の1から191の3まで 191の5 192の3	山南町草 部	中 畑
	南 畑	214の7		
	古 屋 敷	268 269 362の4 362の5 363の3 363の4 370		
	家ノ前	372の1から372の3まで		
	北 畑	400 401 403 403の1		
	茶ノ木畑	410の1 410の2		
大 年 田	444の1 444の2			
山南町和 田	竹ノ下	875の1 875の2		
山南町草 部	角 田	2の16 2の17	山南町草 部	西 畑
	原 村	180 184の1 184の2 185の3 185の4		
	ボウズ田	181の2 181の3		
	鯉ノ上	193の1 193の2 194の1 195の2		

山南町美和	田 辺	816		
山南町草部	角 田	2 の15	山南町草部	原 村
	西 畑	186の1 186の2 186の5		
	南川原畑	239 239の2 239の3		
	川原堤	504の4 504の5 504の11 504の12 506の4 506の6 516の1から516の4まで 517の1 517の2 518の1 518の2 519 520の1 520の2		
	南 畑	甲421の1から甲421の4まで		
	立 石	甲437の9 甲437の14 甲442の1から甲442の3まで 甲443の1 甲443の2		
	清 瀧	甲444		
山南町和田	芝 添	803から805まで 805の1		
山南町草部	三 角 田	205 205の1 206	山南町草部	竹ノ下
山南町和田	竹ノ下	876 876の1 876の2 877 905の2 909 909の1 910 911		
山南町草部	ツルイ畑	196の1から196の3まで	山南町草部	南 畑
	三 角 田	206の1		
	南川原畑	236から238まで 239の1 239の4		
	橋 本	247の1から247の4まで		
	家ノ前	249		
	古 屋 敷	251 252 253の1から253の3まで 254 256の1 256の2 257から259まで		
	川原堤	504の2 504の3 504の7 505 505の1 506の1から506の3まで 506の5 507 507の1 507の2 515の1から515の19まで 515の22 515の24から515の27まで 515の30から515の44まで		
	立 石	甲436の11 甲436の12		
山南町和田	芝 添	806		
山南町北和田	芝脇溝ノ上	442から444まで 450の1 450の2	山南町美和	竹ノ下
山南町和田	芝 添	808の2	山南町美和	和 久

山南町小野尻	五ノ坪	11の1から11の4まで 12の1から12の5まで 13の2 14の2 15の2 16の2 18の2	山南町き らら通
	四ノ坪	19の1 19の2	
	カイ田	24の2	
	松ノ本	27の1 27の7	
	西五反田	657の2	
山南町和田	高シ原	140の1から140の6まで 144の1 144の2 2143の2 2146の2 2147の2	
	犬ノ尻	148 149の1から149の5まで	
	奥ノ田	271 271の1 720から722まで	
	三ノ坪	254の1 254の3 710の1 710の2	
	中縄手	696の1 696の7 697から701まで 702の1から702の 3まで	
	十ノ坪	711の2	
	四ノ坪	714	
	久原	715の1から715の4まで	
	五ノ坪	716の1から716の5まで	
	八ノ坪	2152の2	
山南町梶	ヒアカリ	6の8	
	三ノ坪	43の1から43の4まで	
	ヒノクチ	89の2 90の2 91の2 92の2 93の2 94の1から 94の5まで 99の1から99の3まで	
	ヒラ田	101 101の1から101の3まで 106の1 106の3から 106の5まで 107 107の1 111の2 112の2 113の 2	
山南町岩屋	深ノシロ	225の1から225の5まで	
	中縄手	239の1 239の3 241の1から241の6まで 2233の1 2234の1 2234の6	
	奥ノ田	224の1 347	
	三ノ坪	343の1 343の3	
	カラミ	1146の1 1146の3 1147	
	深苗代	1148の1 1148の2 1149の1から1149の4まで	
	イケ田	1150 1150の2	

山南町前川	犬ノ尻	562
	三ノ坪	563の1から563の5まで 565の1 565の3から565の5まで
	四ノ坪	567の1
	ヒノクチ	568の2
山南町小新屋	犬ノ尻	59の1から59の3まで
	五ノ坪	60の1から60の4まで 61の2
	コノベ	62の1から62の3まで
	下堤	75の2
	八ノ坪	85の2 86の2 87の2 88の2 89の2 90の2
	火ノ坪	91の2
	四ノ坪	92
山南町野坂	中縄手	216の1 218の1 219の1 219の5
	深ノ代	221の1から221の4まで 223の1から223の3まで 224の1
	溝下	301の2
山南町小畑	四ノ坪	296の1 297 297の1
山南町西谷	石橋	4の1 4の3 4の4
山南町子茂田	小島	190の2から190の4まで 253の2
	八反田	138の2
山南町山本	センダク	936 937の1から937の3まで
	野坂前	1011の2

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字山南町草部字角田2の15に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町草部字西畑に編入する。

また、大字山南町草部字西畑186の6、186の9、190の3、190の5に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町草部字角田に編入する。

また、大字山南町草部字鯉ノ上193の1、193の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町草部字ツルイ畑196の1に隣接する道路の一部、大字山南町草部字ツルイ畑196の1の地先の道路である公有地の一部、大字山南町草部字南畑203の1、214の5に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町草部字古屋敷259に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町草部字南畑260の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町草部字中畑に編入する。

また、大字山南町和田字竹ノ下909の1に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町草部字鯉ノ上に編入する。

また、大字山南町草部字川原畑242の1、242の5、242の6に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町和田字芝添804に隣接する水路である公有地の全部、大字山南町和田字芝添805、805の1、837、

838、839、839の2、839の3、846の1、846の2、847に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町和田字竹ノ下876、876の1に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町草部字南畑に編入する。

また、大字山南町岩屋字岸ノ下27の1、27の3、27の4に隣接する国有地の全部は、大字山南町岩屋字アミダ敷に編入する。

また、大字山南町岩屋字段2081の2、2082の3、2082の4に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字アミダ敷に編入する。

また、大字山南町岩屋字アミダ敷25、25の2、25の3、26に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字ヨ谷2129に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字堂ノ前58の2の地先の道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字段2076の1、2077の1、2078の1に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字岸ノ下に編入する。

また、大字山南町岩屋字前田104の2、104の3に隣接する国有地の全部は、大字山南町岩屋字堂ノ前に編入する。

また、大字山南町岩屋字イシヤラグチ147の1、147の5、147の6に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字カイチ169の9に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字カイチ170の2の地先の水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字カイチ170の2に隣接する国有地の全部、大字山南町岩屋字ヨ谷2142、2143の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字前田に編入する。

また、大字山南町岩屋字前田144の4、144の5に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字イシヤラグチ150の1、150の2、168の1、168の6から168の8までに隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字カイチに編入する。

また、大字山南町岩屋字郷蔵前240、240の1に隣接する水路である公有地の全部、大字山南町岩屋字上鎌寺304、305、307、308の1、308の2、310、311、311の1に隣接する道路、水路である公有地の全部は、大字山南町岩屋字小倉に編入する。

また、大字山南町岩屋字鎌寺351の3、351の7に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字柿ノ内に編入する。

また、大字山南町岩屋字柿ノ内268、268の2から268の4までに隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字平林に編入する。

また、大字山南町岩屋字鎌寺406、409に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町岩屋字中井に編入する。

また、大字山南町奥字谷川端244の1、244の2、245の1に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町奥字谷川端251、254、258の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字小ヒラ494から497までに隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字一トクに編入する。

また、大字山南町岩屋字イシヤラグチ168の6に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字村畑216、217に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字中畑に編入する。

また、大字山南町岩屋字郷蔵前239、239の4に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字小倉280の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字村畑に編入する。

また、大字山南町岩屋字片山396の2に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字山南町岩屋字小ヒラ481の1から481の3まで、482の1、482の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町岩屋字ヒノ口に編入する。

また、大字山南町奥字都谷1134に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字都谷1140の3、1140の4に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町岩屋字鎌寺に編入する。

また、大字山南町岩屋字鎌寺441の1に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町奥字都谷に編入する。

また、大字山南町岩屋字一トク623の1、623の2、623の4に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町奥字谷川端に編入する。

また、大字山南町前川字地林1049の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町南中字中ノ坪60の1、60の9、60の10に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字地林339に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町南中字南ノ坪に編入する。

また、大字山南町南中字北ノ坪3の1、3の2、6の1、6の2、16、16の1、17の2、29の2、29の3、38、39の1、40、40の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町南中字北ノ坪26の11、26の12、26の15、50の1、50の4、51、52の1、53の1、55に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町南中字村下ノ南117の1に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町南中字南ノ坪118の2、118の4、120の4、121、130の1、132の2、132の4に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字地林334、334の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字中河原382の1、383の1、383の2、386の3に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町南中字中ノ坪に編入する。

また、大字山南町南中字北野1007の1、1016の1、1017、1018、1021に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町南中字北ノ坪に編入する。

また、大字山南町小畑字北ノ沢307に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町小畑字北ノ沢307の2の地先の道路である公有地の一部は、大字山南町南中字北野に編入する。

また、大字山南町南中字北野1001の2の地先の水路である公有地の一部、大字山南町南中字北野1002に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町南中字北野1004の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町和田字山下2268の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町南中字村下ノ北に編入する。

また、大字山南町南中字南ノ坪118の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町南中字村下ノ南に編入する。

また、大字山南町岩屋字イケ田1151の1、1152の1、1153の1、1154の3に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字中縄手216の7の地先の道路である公有地の一部は、大字山南町きらら通に編入する。

備考 地番は、平成21年4月1日現在の地番である。



兵庫県告示第861号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成21年度2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり定める。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集期間

男子 平成21年4月1日（水）から平成22年3月31日（水）まで
 女子 平成21年8月1日（土）から同年9月11日（金）まで

2 試験期日等

区分	試験期日	試験会場・場所	合格発表	採用時期
男子	平成21年9月下旬頃	受付時に告知	試験時に告知	平成22年1月から 同 年4月まで
女子	平成21年9月27日（日） 又は28日（月）	同 上	平成21年11月13日（金）	平成22年3月下旬から 同 年4月上旬まで

3 問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラスト・ビル3F)	(078) 327-8026
同 神戸募集案内所	同 (同 2F)	(078) 327-6440
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19番3号 (三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (コーワビル2F)	(072) 770-7800
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (光貿易ビル1F)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8番35号	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市寺谷土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 巖	神戸市西区櫛谷町寺谷431番地
同	藤 本 春 夫	同 市同区櫛谷町寺谷350番地
同	福 山 和 彦	同 市同区櫛谷町寺谷887番地
同	福 山 護	同 市同区櫛谷町寺谷891番地
同	藤 本 保 雄	同 市同区櫛谷町寺谷285番地
同	福 山 孝	同 市同区櫛谷町寺谷335番地
同	柿 本 勝 幸	同 市同区櫛谷町寺谷430番地
同	高 尾 勝 己	同 市同区櫛谷町寺谷320番地
同	小笠原 俊 彦	同 市同区櫛谷町寺谷337番地の1
監 事	福 山 智 章	同 市同区櫛谷町寺谷934番地

2 尾崎土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	團 武 司	赤穂市大橋町5番地の4
同	入 江 瞳	同 市松原町2番地の5
同	金 岡 政 藏	同 市尾崎482番地の12

同	平 野 忠	同	市尾崎3116番地の4
同	小 野 百太郎	同	市中浜町31番地の2
同	楨 正 信	同	市尾崎536番地
同	目 木 守	同	市尾崎3136番地の4
同	梶 原 武	同	市尾崎302番地
監 事	亀 井 國 雄	同	市尾崎3134番地の1
同	江 端 博 光	同	市中浜町2番地の7

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

團 武 司

入 江 瞳

金 岡 政 藏

平 野 忠

小 野 百太郎

楨 正 信

目 木 守

梶 原 武

亀 井 國 雄

江 端 博 光

住 所

赤穂市大橋町5番地の4

同 市松原町2番地の5

同 市尾崎482番地の12

同 市尾崎3116番地の4

同 市中浜町31番地の2

同 市尾崎536番地

同 市尾崎3136番地の4

同 市尾崎302番地

同 市尾崎3134番地の1

同 市中浜町2番地の7



兵庫県告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年7月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	王子ヶ池地区	平成21年7月28日から 同 年8月17日まで	小野市役所



兵庫県告示第864号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第862号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年8月8日限りで消滅する。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市加入区

飾磨加入区



兵庫県告示第865号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を

審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。
なお、保険に付すべき義務は、平成21年8月9日から発生する。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市加入区
飾磨加入区



兵庫県告示第866号

開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱（昭和54年兵庫県告示第479号の3）及びゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手續に関する要綱（平成3年兵庫県告示第1422号）は、廃止する。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第867号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
川西市火打1丁目34番の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第868号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
川西市火打1丁目384番の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第869号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業			処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種	類		
(株)トミヤ 代富島 祥二	神戸市東灘区御影本町 6-10-9	般-20 第113002号	一般	塗装工事業		建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年4月22日

㈱メイワテクノ 代橋場 小彌太	同 市中央区港島中町 7-4-3	特-20 第113813号	特定	土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
神戸ピーアンドイ ーサービス(有) 代沖 享	同 市長田区海運町8 -2-28	般-16 第113183号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月2日
㈱住吉電業 代佐藤 博	同 市須磨区白川字不 計1-6-206	般-18 第112253号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
マエダ電気工事 代前田 修	尼崎市大島1-19-18	般-17 第209277号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年6月8日
中松電機工業所 代中松 優	西宮市甲子園町16-12	般-19 第203766号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
㈱第一軌道建設 代三谷 隆次	同 市西福町2-15 JR西宮駅構内	般-19 第216667号	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年3月25日
㈱藤満工務店 代藤満 好弘	同 市神楽町11-3	般・特-17 第201100号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
新明和商事(株) 代小林 昭雄	同 市高松町4-8	特-16 第207587号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
協同商事(株) 代熊田 晋作	同 市甲子園一番町7 -7	般・特-18 第204252号	特定	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年4月1日
野末建設 代野末 洋	伊丹市中野北2-3-3	般-16 第215894号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
ケイピーエス(株) 代川尻 幸也	宝塚市山本野里2-15 -8	般-16 第406072号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
日産商事(株) 代東 慧	同 市安倉南1-20- 27	特-16 第301437号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年4月9日
㈱石田工務店 代石田 純	三田市すずかけ台1- 31-7	般-17 第301491号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成19年2月28日
㈱佐才造園 代佐才 則喜	同 市西野上506-1	般-18 第300879号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月31日
ハウスサービスか わかみ 代川上 喜史	三木市緑が丘町西1- 2-22	般-18 第353502号	一般	内装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
J F E 建材アルミ (株) 代田中 正俊	同 市別所町東這田字 フトノ722-1	般-18 第103076号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
松原興業 代松原 稔	姫路市岡田640-5	般-19 第457956号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年1月16日

㈱成影工務店 代成影 登美男	同 市安富町安志1022 - 1	般・特-19 第460376号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月25日
清和建設㈱ 代北川 一哉	同 市南今宿5-16	特-19 第451375号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月10日
高橋タイル㈱ 代高橋 元市	同 市砥堀237-3	般-17 第453950号	一般	石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
R C構造建設㈱ 代竹中 祐一郎	同 市北条宮の町161	特-19 第460189号	特定	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
㈱川口組 代川口 雅章	同 市御国野町西御着 539-3	特-19 第456551号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
内陸建設㈱ 代藤原 伸吾	同 市香寺町香呂202	般-18 第450142号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱西建設 代川口 みつ子	同 市御国野町西御着 539-7	般-17 第460045号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
榎本組 代榎本 力	同 市安富町長野99-1	般-17 第501579号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年4月3日
三木組 代三木 一郎	同 市広畑区則直152 - 7	般-18 第460312号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
㈲滝川建設 代瀧川 正美	同 市花田町小川559 - 5	般・特-19 第456533号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
㈲エー・アール・シー 代三辻 勝俊	神崎郡福崎町東田原 1346-1	般-16 第406087号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月31日
堀田建設 代堀田 征利	たつの市御津町岩見 1286-2	般-18 第502989号	一般	土木工事業、管工事業 ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
三辻建設㈱ 代三辻 嘉明	宍粟市一宮町安積943	般・特-16 第500258号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年4月6日
北兵庫土地㈱ 代福井 タマ子	朝来市和田山町寺谷 718-9	般-18 第600870号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月1日
野村建築 代野村 敦男	同 市和田山町加都 1319	般-19 第600507号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日
高光工務店 代高光 保	洲本市五色町都志429 - 3	般-18 第801011号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年2月24日
㈱数田住建 代数田 真一	南あわじ市倭文委文 413-1	般-17 第801558号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月30日
㈱西島土建 代西島 邦夫	同 市松帆志知川 606-2	般・特-18 第800579号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同

~~~~~

**兵庫県告示第870号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点改測）
- 2 作業期間  
平成21年 7月29日から平成22年 2月26日まで
- 3 作業地域  
姫路市



**兵庫県告示第871号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成21年 7月 8日から同年 9月 5日まで
- 3 作業地域  
尼崎市竹谷町3丁目外



**兵庫県告示第872号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 7月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 7月28日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                              |    |                 |               |    |
|--------------|----------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>豊岡瀬戸線  | 豊岡市一日市字一本木277番2から<br>同 市一日市字戸尻1645番2まで | 旧  | 7.0から<br>10.0まで | 1,685.0       |    |
|              |                                        | 新  | 8.0から<br>22.0まで | 1,680.0       |    |



**兵庫県告示第873号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 有限会社高浜興産  
 代表者の氏名 高 濱 美 鈴  
 住所 姫路市広畑区末広町二丁目1466番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドーミーイン姫路  
 所在地 姫路市豊沢町160-2
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成21年7月28日から同年8月10日まで

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 揖保郡太子町太田字清水ヶ本2228番1、2229番の一部、2233番1の一部、2234番1、2235番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
 オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成21年6月22日  
 兵庫県指令西播(光土)(建)第1-18-2号(20太子)



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年7月28日

中播磨県民局長 笹 倉 雅 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マックスバリュ菅生店  
 所在地 姫路市夢前町菅生潤字中川原131-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地  
 外2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成22年3月9日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,994平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
116台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
90台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
125平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
19立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称        | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|-----------------------|------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>外2者 | 午前7時 | 翌午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成21年 7月 8日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成21年7月28日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成21年11月30日
- (2) 提出先  
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 岩端ショッピングセンター  
所在地 姫路市岩端町106番地

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 米谷紙管製造株式会社  
 代表者の氏名 米 谷 啓 和  
 住所 たつの市新宮町宮内176番地
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置している者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称              | 代表者の氏名  | 住所              |
|-----------------|---------|-----------------|
| イオン株式会社         | 岡 田 元 也 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社たけうち<br>外6者 | 竹 内 寛   | 赤穂市加里屋2164番地28  |
- イ 変更後
- | 名称                 | 代表者の氏名  | 住所             |
|--------------------|---------|----------------|
| マックスバリュ西日本株式会社     | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地   |
| 株式会社ラブドラッグス<br>外7者 | 藤 田 和 代 | 岡山市福富一丁目20番32号 |
- 4 変更年月日  
平成16年9月18日
- 5 届出年月日  
平成21年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成21年7月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成21年11月30日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



#### 大規模小売店舗に対する県の意見に対して講ずる措置の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、届出者から大規模小売店舗の届出を変更する旨の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月28日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ファッションセンターしまむら川西店  
 所在地 川西市平野三丁目20番地13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社しまむら  
 代表者の氏名 野 中 正 人  
 住所 さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- 3 届出を変更する旨の届出日  
平成21年7月7日
- 4 県の意見に対して講ずる措置の概要  
 歩行者と来客車輛及び搬入車輛との動線の輻輳を解消するため、駐輪場の位置を変更する。

なお、搬入用車輛による作業を営業時間中に行う場合は、従業員車輛を一時的に移動して対応する。

5 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年7月28日から4月間

病 院 局 公 告

兵庫県立病院診療材料コンサルティング業務委託に係るプロポーザルの実施

兵庫県立病院における診療材料等のコンサルティング業務を委託する契約相手を選定するため、プロポーザルを実施する。

平成21年7月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立病院診療材料コンサルティング業務委託に係るプロポーザル

(2) 履行期間

平成21年9月16日（水）から平成22年3月31日（水）まで

2 参加資格

(1) 日本国内において、一般病床300床以上の自治体立病院において同様の業務を受託し、履行した実績がある者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 診療材料に係る特定の製造業者、卸売業者等との間に資本、業務提携及び役員人事等の関係がないこと。

3 参加手続き

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務係

電話（078）341-7711 内線 3449・3450

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成21年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成21年8月4日（火）午後3時から

イ 場所

兵庫県庁西館1階 小入札室

ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以下とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年7月29日（水）から同年8月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、平成21年8月11日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年7月29日（水）から同年8月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、平成21年8月11日（火）必着とする。

ウ 回答方法

平成21年8月12日（水）から同月18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年7月30日（木）から同年8月18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、平成21年8月18日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施させることができる。

イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立病院診療材料コンサルティング業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立病院診療材料コンサルティング業務委託」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。





- ア 提出方法  
所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
- イ 受付期間  
平成21年7月29日（水）から同年8月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は、平成21年8月31日（月）必着とする。
- ウ 提出場所  
上記(1)に同じ
- (5) 質問及び回答
- ア 質問方法  
質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
- イ 受付期間  
平成21年7月29日（水）から同年8月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は、平成21年8月31日（月）必着とする。
- ウ 回答方法  
平成21年9月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時までの間に、閲覧方式により行う。
- エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所  
上記(1)に同じ
- (6) 企画提案書
- ア 提出方法  
持参又は郵送とする。
- イ 受付期間  
平成21年7月30日（木）から同年9月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は、平成21年9月7日（月）必着とする。
- ウ 提出場所  
上記(1)に同じ
- エ 提出書類  
企画提案書 10部  
企画提案書要約版 10部  
その他、募集要領に定めるもの
- (7) プレゼンテーション
- ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施させることができる。
- イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。
- 4 当選者の選考、決定及び通知の方法
- (1) 選考方法  
選考は、「兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 決定方法  
委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
- (3) 当選者の通知  
当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。
- (4) 当選後の取扱い  
当選者は、「兵庫県立病院診療材料物流管理業務委託」の契約予定者となる。
- (5) このプロポーザルにかかる契約は、この公告に示した業務委託に係る予算が成立した場合にのみ、有効となる。
- 5 その他
- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

### 病 院 局 辞 令

平成21年 6月30日付

(県立姫路循環器病センター一部長兼診療部放射線科部長)

石 井 一 成

(県立西宮病院診療部小児科部長)

山 本 勝 輔

願により兵庫県職員を免ずる

平成21年 7月 1日付

(県立姫路循環器病センター副院長兼高齢者脳機能治療室長・診療部内科部長)

阿 部 廣 己

県立姫路循環器病センター一部長 (医療情報担当) に兼ねて補する

(県立塚口病院診療部病理診断科部長)

安 水 良 知

県立尼崎病院診療部病理診断科部長に兼ねて補する

片 岡 政 子

県立西宮病院診療部内科部長兼消化器内科部長に補する

### 警 察 本 部 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年 7月28日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

1 調達内容

(1) 調達内容

振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業

(2) 調達 (入札) 件名

下記アからウの調達件名ごとに入札を実施する。

ア 神戸ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業

イ 阪神ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業

ウ 東西播ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業

(3) 業務履行期間

平成21年10月 1日 (木) から平成22年 3月31日 (水) まで

(4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について総価により入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山本  
電話(078)341-7441 内線 2251
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成21年7月28日(火)から同年8月6日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成21年8月25日(火)午前10時00分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年8月24日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年8月24日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成21年8月6日(木)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年9月1日(火))までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、総価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shigeru Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① A business which supports Furikome swindle prevention (Kobe block), 1 set  
② A business which supports Furikome swindle prevention (Hanshin block), 1 set  
③ A business which supports Furikome swindle prevention (Tou-seiban block), 1 set

(3) Delivery period:

From October 1, 2009 through March 31, 2010

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 6, 2009

(6) Deadline for tender:

17:00 August 24, 2009 by mail;  
10:00 August 25, 2009 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamamoto, Facilities Section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8510  
TEL (078) 341-7441 Ext 2251

市町村職員共済組合公告

兵庫県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年 7月28日

兵庫県市町村職員共済組合

理事長 樽 本 庄 一

(単位：千円)

## 損益計算書の要旨

| 経 理 区 分           | 短期         | 長期         | 預託金管理      | 業務        | 保健        | ゆめ春来      | ひょうご<br>共済会館 | 貯金        | 貸付        |
|-------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| 収入                | 負担金        | 11,202,579 | 32,163,943 |           | 334,025   | 467,942   |              |           |           |
|                   | 掛金         | 11,375,990 | 19,261,859 |           |           | 458,887   |              |           |           |
|                   | 施設収入及び商品売上 |            |            |           |           | 210,626   | 107,962      |           |           |
|                   | 利息及び配当金    |            |            | 2,492,251 | 9,600     | 14,557    | 2,400        | 2,400     | 1,514,731 |
|                   | その他収入      | 2,769,567  |            | 8,931     | 215,330   | 1,278,205 | 417          | 744       | 24,720    |
|                   | 他経理からの繰入金  |            |            |           | 61,557    |           | 60,403       | 113,963   |           |
|                   | 前年度支払準備金   | 1,682,718  |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 計          | 27,030,854 | 51,425,802 | 2,501,182 | 620,512   | 2,219,591 | 273,846      | 225,069   | 1,539,451 |
| 支出                | 給付金        | 11,748,733 |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 役職員給与      |            |            |           | 218,632   | 16,338    | 17,055       | 43,478    | 39,983    |
|                   | 旅費及び事務費    |            |            |           | 26,965    | 9,138     | 2,030        | 1,457     | 3,161     |
|                   | 商品仕入       |            |            |           |           |           | 8,235        | 249       |           |
|                   | 飲食材料費      |            |            |           |           |           | 46,440       | 12,377    |           |
|                   | 委託費        |            |            |           | 32,301    | 958       | 93,376       | 64,850    |           |
|                   | 支払利息       |            |            | 2,501,182 |           |           |              |           | 1,098,649 |
|                   | 連合会払込金     | 347,493    |            |           |           |           |              |           | 83,037    |
|                   | 前期高齢者納付金   | 3,756,389  |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 後期高齢者納付金   | 3,485,501  |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 病床転換支援金    | 2,262      |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 老人保健拠出金    | 414,275    |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 退職者給付拠出金   | 1,437,332  |            |           |           |           |              |           |           |
|                   | 他経理への繰入金   | 61,557     |            |           |           | 174,366   |              |           |           |
|                   | その他支出      | 2,402,238  | 51,425,802 |           | 227,028   | 758,896   | 183,515      | 126,554   | 12,143    |
|                   | 次年度支払準備金   | 1,798,062  |            |           |           |           |              |           |           |
| 計                 | 25,453,842 | 51,425,802 | 2,501,182  | 504,926   | 959,696   | 350,651   | 248,965      | 1,153,936 |           |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | 1,577,012  | 0          | 0          | 115,586   | 1,259,895 | △ 76,805  | △ 23,896     | 385,515   | 5,718     |

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短期        | 長期        | 預託金管理      | 業務         | 保健        | ゆめ春来      | ひょうご<br>共済会館 | 貯金          | 貸付         |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 資産      | 流動資産      | 4,638,315 | 2,810,599  | 1,076,489  | 1,184,251 | 4,028,174 | 770,153      | 546,094     | 4,707,969  |
|         | 固定資産      |           |            | 36,021,164 | 22,584    | 116,702   | 1,780,938    | 1,297,765   | 97,802,862 |
|         | 繰延資産      |           |            |            |           |           |              |             |            |
| 資産合計    | 4,638,315 | 2,810,599 | 37,097,653 | 1,206,835  | 4,144,876 | 2,551,091 | 1,843,859    | 102,510,831 |            |
| 負債      | 流動負債      | 201,376   | 2,810,599  |            | 2,809     | 74,015    | 17,669       | 25,330      | 92,327,383 |
|         | 固定負債      | 1,798,062 |            | 37,097,653 | 301,417   | 48,941    | 29,925       | 36,674      | 81,465     |
|         | 負債合計      | 1,999,438 | 2,810,599  | 37,097,653 | 304,226   | 122,956   | 47,594       | 62,004      | 92,408,848 |
| 資本      | 資本剰余金     |           |            |            |           | 122,268   | 2,134,506    | 1,449,366   |            |
|         | 積立金       |           |            |            |           |           |              |             |            |
|         | 利益剰余金     | 2,638,877 |            |            | 902,609   | 3,899,652 | 368,991      | 332,489     | 10,101,983 |
|         | 資本合計      | 2,638,877 | 0          | 0          | 902,609   | 4,021,920 | 2,503,497    | 1,781,855   | 10,101,983 |
| 負債・資本合計 | 4,638,315 | 2,810,599 | 37,097,653 | 1,206,835  | 4,144,876 | 2,551,091 | 1,843,859    | 102,510,831 |            |